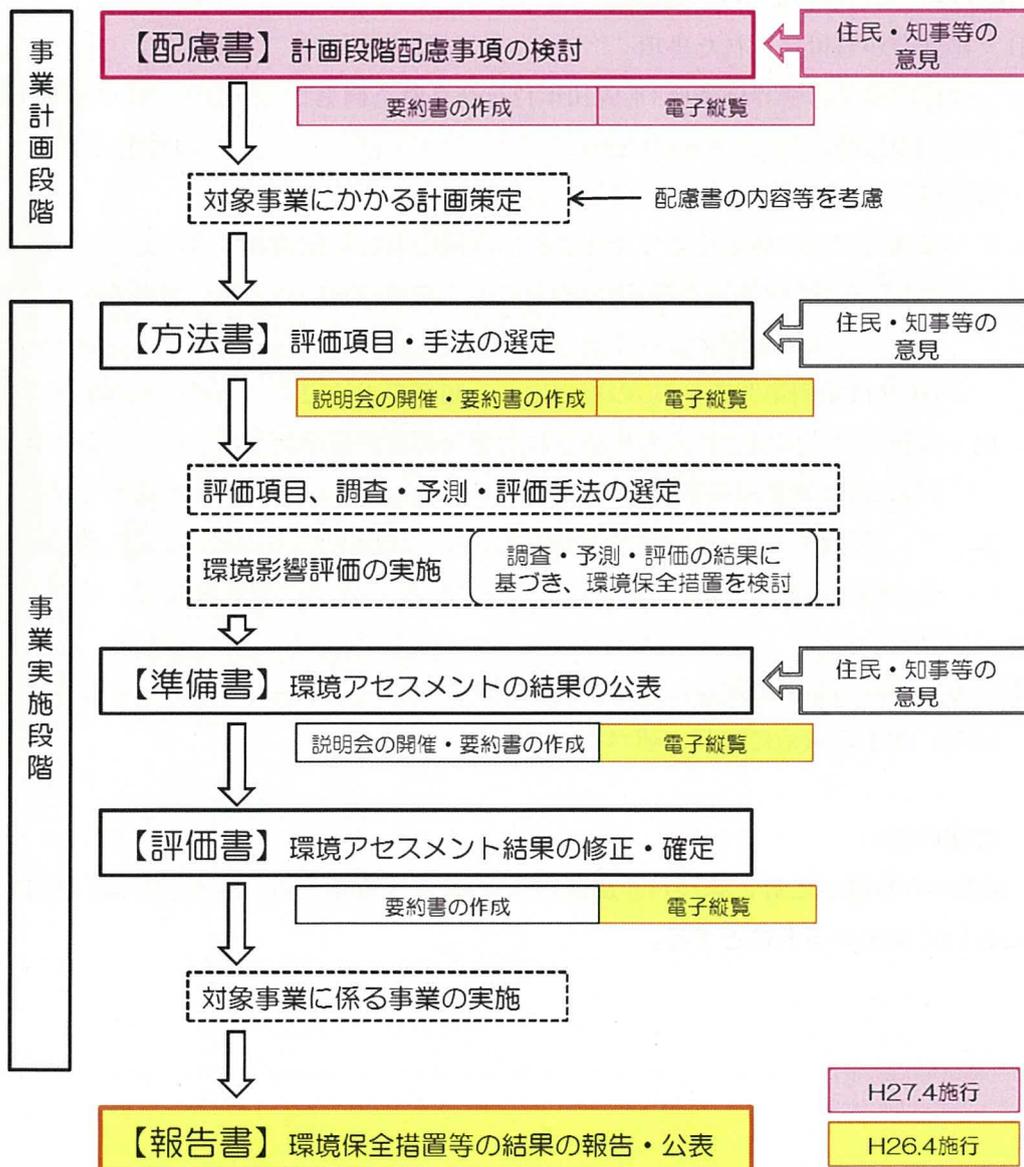


「環境影響評価審査部会の設置等について」の変更(案)

【変更内容】

平成25年、奈良県環境影響評価条例(以下「条例」という。)の一部改正により、事業の早期段階における環境配慮を図るため、位置・規模等の検討段階で環境保全の配慮を検討する計画段階配慮書手続が新たに追加され、平成27年4月1日より施行される。

計画段階配慮書(以下「配慮書」という。)についても、知事は環境審議会の意見を聴いて環境の保全の見地からの意見を述べることとされたことから、環境影響評価審査部会の審議事項に配慮書について述べるべき意見を追加したい。



環境影響評価審査部会の設置等について

平成11年 3月18日奈良県環境審議会決定

平成25年 2月14日改正

平成27年 月 日改正

第1 部会の設置

奈良県環境審議会(以下「審議会」という。)に環境影響評価審査部会(以下「部会」という。)を置く。

第2 部会の審議事項

部会は、次の事項について審議する。

- (1) 審議会から付議された事項
- (2) 奈良県環境影響評価条例(平成10年12月奈良県条例第11号。以下「条例」という。)又は環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)の規定により環境影響評価その他の手続が実施される事業に係る次の事項
 - ア 条例又は法の規定により作成された計画段階環境配慮書について、条例第4条の8第1項又は条例第33条第1項の規定による知事の求めに応じ、述べるべき意見。
 - イ 条例又は法の規定により作成された環境影響評価方法書について、条例第10条第1項又は条例第33条第2項の規定による知事の求めに応じ、述べるべき意見。
 - ウ 条例又は法の規定により作成された環境影響評価準備書について、条例第18条第1項又は条例第33条第2項の規定による知事の求めに応じ、述べるべき意見。
 - エ ア、イ及びウに掲げる意見以外の意見で、条例又は法の規定による環境影響評価その他の手続を実施する個別の事業について、知事の求めに応じ、述べるべき意見。
- (3) 近隣府県の条例の規定により環境影響評価その他の手続が実施される事業について、知事の求めに応じ、述べるべき意見

第3 審議の扱い

知事から審議会に対し第2の(2)及び(3)に掲げる意見を求められたときは、直接、部会において審議するものとする。